

## 英峰会々則

第 1 条 本会は英峰会（不二越工業高等学校同窓会）と称し、事務局を不二越工業高等学校内におく。

第 2 条 本会は会員相互の修業と懇親を図り、併せて母校との連携を密にして発展に寄与することを目的とする。

第 3 条 前条の目的を達するため、次の事業を行う。

1. 講演会及び研究会の開催。
1. 会誌及び会員名簿の発行。
1. その他本会の目的達成に必要な事業。

第 4 条 本会の会員は正会員及び特別会員とする。

1. 正会員は、不二越工業高等学校卒業生及びかつて在学した者で会員の推薦により総会で認められた者とする。
1. 特別会員は、現職員及び旧職員のうちの希望者とする。

第 5 条 本会には次の役員をおき、役員の任期は3ヶ年とする。但し再任することができる。

1. 名誉会長 不二越工業高等学校理事長を推す。
1. 顧問 若干名。不二越工業高等学校役員中より推す。
1. 会長1名、副会長4名、各支部長、代表幹事各期2名以内、監事2名とし、会長、副会長は正会員中より、支部長は支部の会員の互選、代表幹事は各期会員の互選、監事は会長の指名により総会に於て選出する。
1. 相談役 若干名。会長の指名により総会に於て選出する。

第 6 条 役員の仕事は次のとおりとする。

1. 名誉会長は、顧問は本会の諮問に応ずる。
1. 会長は本会を代表し会務を総理する。
1. 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時は職務を代行する。
1. 支部長、代表幹事は本会の運営に参画する。
1. 監事は会の会計ならびに業務を監査する。
1. 役員中1名は会長の指名により庶務会計を司る。
1. 相談役は会長の必要に応じ特定事項の業務に参画する。

第 7 条 本会の事業は役員立案のうえ、総会に附し出席総数の過半数の同意を得てこれを決する。

第 8 条 総会は毎年1回、開催することを原則とする。役員会は必要に応じ会長がこれを召集する。

第 9 条 正会員は入会と同時に入会金3,000円を納付しなければならない。

第10条 会費は年会費1人1,000円とし、3年に1回総会時に徴収する。また本会事業遂行のため必要ある場所、所要の手続きを経て寄付金を徴収することができる。

第11条 本会の会則変更は総会の決議による。

第12条 本会は必要に応じて各地に支部及び地区部会を設けることができる。支部並びに地区部会に関する細則は別に定める。

付 則 この会則は昭和61年4月1日より施行する。